

南丹市地域共生社会実現サポート事業補助金について

補助金の概要

1 補助対象者

交付要綱に定める社会福祉施設を市内に有する社会福祉法人等

2 補助金の交付方法

南丹市から事業者に対して交付

3 対象期間

対象期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施された事業
(原則支払を対象期間中に完了していることが必要)

4 事業の種類

地域共生社会実現サポート事業補助金

事業区分	令和7年度までの事業実績
1 地域貢献活動 推進事業（※1）	・ 高齢者と保育園児の交流事業（農作物の収穫、草刈り等） ・ 施設を活用した高齢者による物品製作、販売事業 ・ 施設の一部を活用した放課後児童の居場所づくり ・ 地域の方々と施設利用者等が交流するスペースの設置 など
2 災害対応力向上 事業	災害時における地域住民（特に要配慮者）を支援する仕組みの支援 ・ 災害用備品（非常食、飲料水、簡易ベッド、発電機、災害用備品倉庫、避難用乳母車、避難時を想定した感染症対策用備品等）の購入
3 小規模法人等活動 サポート事業 （※2）	・ 資格取得支援制度実施に係る経費 ・ インターンシップ実施経費、採用 HP の開設、就職フェア出展経費 ・ 外部相談窓口（メンタル、ハラスメント、職員法務等相談）の設置 など

※1 令和4年度までの「地域包括ケア推進事業」と「地域課題解消事業」を一体にしたもので、補助対象等は変わりありません。

※2 直近年度決算における事業収益4億円以下の法人等が対象となります。

それぞれの事業に係る補助基準額、対象経費及び補助率は以下のとおりです。

事業区分	補助基準額	補助対象経費	南丹市の補助率
1 地域貢献活動 推進事業	1 施設当たり 48 万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料その他市長が特に必要と認める経費	4 分の 1 以内
2 災害対応力 向上事業	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 災害対応力向上事業のみを実施する場合	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が特に必要と認める経費	

	1 施設当たり 30 万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額 (2) 地域貢献活動推進事業及び災害対応力向上事業を実施する場合 1 施設当たり 44 万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額		
3 小規模法人等活動サポート事業	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 小規模法人等活動サポート事業のみを実施する場合 1 施設当たり 20 万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額 (2) 地域貢献活動推進事業又は災害対応力向上事業及び小規模法人等活動サポート事業を実施する場合 1 施設当たり 40 万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、委託費、使用料及び賃借料その他市長が特に必要と認める経費	4 分の 1 以内

5 事業要件

(1) 補助対象としては、補助金交付要綱第 4 条に定める要件に合致する必要があります。

- ①職員の人材確保等及び利用者の処遇向上に関する計画を策定していること
- ②苦情の適切な解決のための取組、地域に開かれた施設運営がなされていること
- ③「きょうと福祉人材育成認証制度」宣言事業所以上であること
(小規模法人等サポート事業として、上位認証取得を目指す取組を実施する場合は、認証事業所であること)

【以下、社会福祉法人の場合】

- ④定款、報酬等の支給の基準、貸借対照表、収支計算書、役員等名簿及び現況報告書を適切に公表していること
- ⑤社会福祉充実残額が生じる場合、社会福祉充実計画を作成し、公表していること

(2) また、事業実施においては以下の内容を記載した事業計画書の作成が必要です。

- ①把握した地域の課題及び把握した手法

※小規模法人等活動サポート事業の場合は記入不要

②課題の解消に向けた事業の内容

災害対応力向上事業の場合、地域での施設等の活用となっていることが分かること

※地域の要配慮者に対する支援としての活用が必要

③事業実施により見込まれる効果（対象経費との関連性が分かる内容）

※小規模法人等活動サポート事業の場合、記入不要

④補助対象となる経費、その内訳

※補助対象経費と対象外経費の明確な区分がなされていない場合には、補助対象外とする場合があります。

（３）交付対象とならない事業

○他の補助制度・委託事業での対象となる事業

○南丹市外で実施される事業

○把握した地域課題と実施する事業に関連性が認められない事業 など

6 対象経費

補助金交付要綱の「別表」における補助対象経費欄に掲げる経費が対象経費となります。

※例えば、工事請負、備品などの経費は、「災害対応力向上事業」以外の事業では対象外となります。

※「小規模法人等活動サポート事業」において、資格取得のための研修受講費用等職員自らが支払った費用を社会福祉法人等が職員に補填する場合には、社会福祉法人等の支払金額が分かるよう、職員からの領収書等を整理してください。

※金融機関や運送業者等への手数料は原則補助対象とはなりません。特に代金引換サービスを利用される場合、領収書だけでは商品本体価格と運送業者への手数料が合算された金額が記載されていることが多いため、補助金対象額が確認できる納品書や請求書を発行してもらえよう事前にご確認ください。

補助金の交付申請

1 令和8年度の申請受付期間

令和8年7月1日（水）から8月10日（月）

2 申請窓口

- ・社会福祉法人：京都府南丹保健所
- ・社会福祉法人以外：施設が所在する市町村を所管する保健所

3 申請方法

申請書類を郵送又は持参により、上記の提出先まで提出してください。

なお、京都府分の申請書と併せて、南丹市分の申請書を提出願います。また、添付資料は、京都府分と南丹市分が必要です。

4 留意事項

交付申請については、京都府分と南丹市分を併せて、「2 申請窓口」に記載の保健所で受け付けます。

ただし、実績報告については、交付決定時に京都府及び南丹市が示す期日までに、京都府及び南丹市それぞれに提出いただく必要がありますので御留意願います。